

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
契約監視委員会細則

目次

第1条（目的及び設置）	2
第2条（任務）	2
第3条（構成）	2
第4条（任期）	2
第5条（開催）	2
第6条（報酬等）	3
第7条（事務局）	3
第8条（その他）	3
附則	3

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
契約監視委員会細則

平成23年11月22日副学長（財務・人事担当）決定

（目的及び設置）

第1条

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）の工事・物品・役務等の入札及び契約に係る監視・評価をより一層適正化するため、学園に外部の有識者により構成される契約監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第2条

委員会は、学園における一般競争入札（総合評価方式を含む）及び随意契約に関する、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学園が実施した一般競争入札、公募・企画競争などの契約形態について、契約内容に応じた適切な手続きが適用されているか。
- (2) 学園が実施した一般競争入札、公募・企画競争などの契約形態について、競争性及び透明性が確保されているか。
- (3) その他委員会が必要と認めた事項

（構成）

第3条

1. 委員会は、委員長及び委員7名以内をもって構成する。
2. 委員長は、委員の互選により定める。
3. 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
4. 委員は、契約に関して優れた識見を持つ外部の有識者の中から理事長が指名する者とする。
5. 監事は、オブザーバーとして委員会に出席できる。

（任期）

第4条

委員の任期は、2年とする。欠員が生じた場合の補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

（開催）

第5条

委員会は、年に4回程度、必要に応じて開催するものとし、委員長が招集する。

（報酬等）

第6条

委員には別に定めるところにより報酬及び旅費を支給することができる。

(事務局)

第7条

委員会の事務は、学園のコンプライアンスセクションが担当する。

(その他)

第8条

この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この細則は平成23年11月22日から施行する。